

専門研修にかかる要請への対応について

1 経過

- ・令和3年度の専門研修プログラムに関し、医療法第30条の23の規定に基づき、令和2年8月19日開催の島根県地域医療支援会議（医師専門研修部会）で協議
- ・この協議を踏まえ、医療法第30条の24の規定に基づき、令和2年9月4日付け医第1039号により、島根県知事から専門研修プログラム基幹施設に対し、研修体制の整備に関する協力を要請。各基幹施設から令和3年2月までに回答

2 要請に対する回答

【連携施設の追加に関すること】 次の施設について、可能な限り早期に、専門研修プログラムの連携施設に追加するようお願いいたします。

診療領域	追加要請施設	要請理由	回 答 ・ 対 応	
			島根大学	県立中央病院
整形外科	玉造病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従前制度における研修施設である ・ 専門研修プログラムの連携施設に加わりたいとの要望がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>研修施設の資格要件は満たしているが、連携施設への追加については、今後の協議・調整が必要</u>であると考えております。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連携施設への追加については、派遣元の医局がある<u>島根大学医学部附属病院の対応状況を踏まえ、相談のうえ引き続き検討する。</u>
	大田市立病院	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大田二次医療圏域内に連携施設が不在であり、研修施設が必要である ・ 要望していた常勤医について、今年度、島根大学医学部附属病院から専門医1名が派遣され、研修環境が整いつつある ・ 今後、要件を満たせば、専門研修プログラムの連携施設に加わりたいとの要望がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>今年度、機構へ連携施設として追加申請し承認されている。</u> 	

3 今後の対応

- ・ 残された課題については、令和3年度前半に開催予定の島根県地域医療支援会議（医師専門研修部会）において、引き続き対応を協議